7　「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「21」－「11」）　⑸０　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「留保　②」の欄には、別表十(六)「23」の金額から同表「13」の金額を減算した金額を記載すること。

⑵　「社外流出　③」の欄には、別表十(六)「22」の金額から同表「12」の金額を減算した金額を記載すること。

別表四付表の表中「当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額（別表八(一)付表二「24」）」を「当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額（別表八(一)付表「24」）」に改める。

別表四の１１及び別表四の１１付表を削る。

別表五㈠の記載要領第１１号中「又は各連結事業年度」を削り、「公益法人等が普通法人等」を「公共法人等が普通法人等」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成31年旧法」という。）第64条の４第１項（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）」を削り、同号㈠中「減算した金額」の次に「（その収益事業に属する資本金等の額（法第２条第16号に規定する資本金等の額をいう。⑷において同じ。）となつた金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同号⑤中「若しくは平成31年旧法第64条の４第１項」を削り、同号⑸を同号⑹とし、同号⑷中「若しくは平成31年旧法第64条の４第１項若しくは第２項」を削り、同号⑷を同号⑸とし、同号⑶中「が資本又は」を「が資本若しくは」に改め、「であつたもの」の次に「又は当該適格合併に係る被合併法人が資本若しくは出資を有する公益法人等であつたもの」を加え、「又は平成31年旧法第64条の４第２項」を削り、「及び当該適格合併に係る」を「並びに当該適格合併に係る令第８条第１項第５号ハ（資本金等の額）に定める金額（当該法人が当該適格合併の時において公益法人等であつた場合には、その収益事業に属する資本金等の額となつた金額に限る。）及び」に改め、同号⑶を同号⑷とし、同号⑵中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、「又は平成31年旧法第64条の４第１項」を削り、「⑵に」を「⑶に」に、「（その」を「（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、その」に改め、同号⑵を同号⑶とし、同号㈠の次に次のように加える。

⑵　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた時（⑵において「移行時」という。）において有する資産（その収益事業に属する資産に限る。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額から当該移行時において有する負債（その収益事業に属する負債に限る。）の価額として当該移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額

別表五㈠付表の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「（　　）」を　に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、２以上の種類の株式又は出資を発行している法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載すること。

別表五㈡の表中「通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細」を「通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細」に改め、同表の記載要領第１１号を次のように改める。

２　「通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細」の各欄は、通算税効果額（法第26条第４項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。次号において同じ。）の発生状況等を記載すること。

別表五㈡の記載要領に次の１号を加える。

４　当該事業年度において連結法人税個別帰属額（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により法人税の負担額として帰せられ、又は法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいう。）又は連結地方法人税個別帰属額（令和２年改正法第４条の規定による改正前の地方法人税法（平成26年法律第11号）第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により地方法人税の負担額として帰せられ、又は地方法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいう。）がある場合には、「通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細」の各欄は、当該連結法人税個別帰属額又は連結地方法人税個別帰属額の発生状況等を含めて記載すること。

別表五の１１㈠から別表五の１１㈡付表までを削る。

別表六㈠の記載要領第四号中「（仮決算による連結中間申告により連結還付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第68条第３項（所得税額の控除）に規定する連結還付金をいう。以下この号において同じ。）がある場合を含む。）」及び「（仮決算による連結中間申告を含む。）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、「（連結還付金にあつては、当該連結還付金の額に当該仮決算による連結中間申告における別表六の二(一)「６の③」の金額のうちに当該仮決算による連結中間申告における当該法人の同表「22」の金額の占める割合を乗じて計算した金額）」を削る。

別表六㈡の表を次のように改める。